

## 野辺地町津波避難計画【簡易版】

### 1 緊急避難場所（指定緊急避難場所、津波避難ビル、避難路の指定）

緊急避難場所一覧表

受入れ地区		施設名	所在地	受入れ可能人員	管理者職・氏名 電話番号	施設の構造、 受入れ可能面積	給水・炊飯設備の有無	
地区名	地区人口						給水	炊飯
金沢町	1,419	若葉小学校	野辺地町字石神裏16番地	1,145	若葉小学校長 64-0817	校舎（普通教室他） RC 1,276 m <sup>2</sup> 体育館 RC 1,014 m <sup>2</sup>	有	有
浜八幡新	447 468 340	野辺地中学校	野辺地町字浜掛11番地5	1,763	野辺地中学校長 64-2225	校舎（普通教室他） RC 1,548 m <sup>2</sup> 体育館 RC 1,376 m <sup>2</sup> 武道場 RC 601 m <sup>2</sup>	有	有
馬門	1,466	馬門小学校	野辺地町字家ノ上6番地6	742	馬門小学校長 64-0811	校舎（普通教室他） RC 616 m <sup>2</sup> 体育館 RC 867 m <sup>2</sup>	有	有
木明	241	木明地区農作業管理休養施設	野辺地町字有戸鳥井平158番地6	52	町長 64-2111	木造 103 m <sup>2</sup>	有	有
有戸	268	有戸地区学習等供用センター	野辺地町字小沢平10番地8	201	教育長 64-2119	RC 401 m <sup>2</sup>	有	有

避難路等については、防災公共推進計画に定めるところによる。

### 2 初動体制（職員の参集基準、参集連絡手段等の明確化）

地域防災計画（地震津波災害対策編）第2章 防災組織 第3節 動員計画に定めるところによる。

### 3 避難誘導等に従事する者の安全確保（退避ルールの確立、情報手段の整備）

地域防災計画（地震津波災害対策編）第4章 災害応急対策計画 第5節 避難に定めるところによる。

### 4 津波情報の収集、伝達

（大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報の収集伝達手段・体制等）

地域防災計画（地震津波災害対策編）第4章 災害応急対策計画 第1節 津波警報等・地震情報等の収集及び伝達、第6節 津波災害応急対策に定めるところによる。

5 避難指示の発令（避難指示の発令の基準、手順、手段等）

避難指示の発令基準

1. 陸奥湾に津波警報が発表されたとき
2. 避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められるとき
3. 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき

避難指示の発令の手段、伝達手段等

地域防災計画（地震津波災害対策編）第4章 災害応急対策計画 第5節 避難及び第6節 津波災害応急対策に定めるところによる。

6 津波対策の教育・啓発

（津波避難計画・ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段等）

地域防災計画（地震津波災害対策編）第3章 災害予防計画第5節 防災教育及び防災思想の普及に定めるところによる。

7 避難訓練（避難訓練の実施体制、内容等）

地域防災計画（地震津波災害対策編）第3章災害予防計画第7節 防災訓練に定めるところによる。

8 その他の留意点（観光客、海水浴場客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策）

地域防災計画（地震津波災害対策編）第3章災害予防計画第9節津波災害対策及び第15節 要配慮者等安全確保対策に定めるところによる。